

枚方市人権尊重のまちづくり基本計画 令和6年度（2024年度）取組実績



枚 方 市

目次

I 枚方市人権尊重のまちづくり基本計画の概要 1

- 1. 基本計画の位置付け 1
- 2. 基本計画の体系 1
- 3. 基本計画の計画期間 2

II 令和6年度の取組実績 3

- 基本方向1 人権教育の推進 3
- 基本方向2 人権啓発の推進 7
- 基本方向3 人権相談・支援体制の充実 9
- 基本方向4 関係団体、市民団体等との協働 12

※(別冊) 令和6年度取組実績一覧

本冊子は、枚方市人権尊重のまちづくり基本計画（以下、「基本計画」という。）を総合的・計画的に推進するため、様々な人権問題に係る施策（以下、「人権施策」という。）の取組実績をとりまとめたものです。

I では、基本計画の概要として、基本計画の位置付けや体系、計画の期間などを説明し、II では、4つの基本方向ごとに、各人権問題に係る令和6年度の取組について掲載しており、「3. 主な取組」において、別冊「令和6年度取組実績一覧」の中から、力を入れて取り組んだものを掲載しています。

人権施策における取組に対しては、毎年、市長を本部長とする「枚方市人権擁護推進本部」等において確認するとともに、枚方市人権尊重のまちづくり審議会（※）からご意見をいただくほか（定性評価）、5年を目途に市民意識調査を行い、中長期的な効果を数値で評価します（定量評価）。

※枚方市人権尊重のまちづくり審議会とは、市の人権施策に関する重要事項について市長の諮問に応じて調査審議する組織で、学識経験者・関係団体等・市民の15人で構成しています。基本計画の策定に当たって、市は同審議会に諮問し、答申を受けました。

I 枚方市人権尊重のまちづくり基本計画の概要

1. 基本計画の位置付け

○ 「人権尊重のまちづくり」の基盤（ベース）となる計画

市の最上位計画である総合計画の基本目標の一つ「健やかに、生きがいを持って暮らせるまち」の達成に向け、推進していく分野別行政計画である。幅広い人権課題とそれらの取組の方向性を横断的・総合的に示している。

○ 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」を踏まえた計画

平成12年（2000年）に施行された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条において、地方公共団体の責務として規定されている「人権教育及び人権啓発に関する施策」の実施に関する基本計画として、平成16年（2004年）に「枚方市人権教育・啓発基本計画」を策定した。

本計画は、当該計画の位置づけを継承し、人権擁護に関する施策の内容を加えて策定したものである。

2. 基本計画の体系

(1) 基本理念

『市民一人ひとりがまちづくりの主体となってお互いを思いやり、
多様性を認め合い、一人ひとりの人権が尊重されるまちづくりを進める』

(2) 基本方向

基本理念の実現に向け、あらゆる取組の礎に人権の尊重を置き、4つの基本方向から分野横断的に人権施策を展開する。中でも時代を担う子ども等に対する教育の果たす役割は大きく、人権教育^{*1}の充実に努める。

基本方向1 人権教育の推進

- (1) 学校園などにおける人権教育の充実
- (2) 地域における人権教育の充実
- (3) 家庭における人権教育の充実
- (4) 企業等における人権教育の充実
- (5) 参加・体験型学習の充実

基本方向2 人権啓発の推進

- (1) 効果的な人権啓発事業の実施
- (2) 様々な媒体による学習機会の拡充と人権啓発の推進

基本方向3 人権相談・支援体制の充実

基本方向4 関係機関、市民団体等との協働

^{*1} 人権教育：「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」においては、人権教育を「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」と、人権啓発を「国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他啓発活動（人権教育を除く。）」と定義している。

(3) 様々な人権問題

本計画では、市民意識調査の結果等から見える様々な人権問題を次の17に分類している。

1. 女性の人権
2. 子どもの人権
3. 高齢者の人権
4. 障害のある人の人権
5. こころの病(うつ病など)に関する人権
6. 部落差別(同和問題)
7. 外国人の人権
8. HIV感染者、ハンセン病回復者及びその家族の人権
9. 新たなウイルス等感染症感染者や回復者並びに医療従事者等やその家族の人権
10. 犯罪被害者やその家族等の人権
11. ホームレスの人権
12. 性的マイノリティ(LGBT等^{*2})の人権
13. 職業や雇用をめぐる人権
14. セクシュアルハラスメント、パワーハラスメントなどのハラスメント
15. インターネットによる人権侵害
16. ひきこもりの状態にある人の人権
17. 様々な人権問題

3. 基本計画の計画期間

本計画は、10年間を計画期間とした中長期的な計画で、令和4年度(2022年度)～令和8年度(2026年度)を前期、令和9年度(2027年度)～令和13年度(2031年度)を後期とし、社会情勢の変更等に対応するため、中間見直しを行う。

毎年、関係各課の取組状況をもとに評価(定性評価)を行い、5年を目途に、市民意識調査を実施する(定量評価)。その結果を中間見直しの際に、計画へ反映させるものとする。

年度	R4 年度 (2022)	R5 年度 (2023)	R6 年度 (2024)	R7 年度 (2025)	R8 年度 (2026)	R9 年度 (2027)	R10 年度 (2028)	R11 年度 (2029)	R12 年度 (2030)	R13 年度 (2031)
枚方市人権尊重の まちづくり基本計画			前期					後期		

^{*2} LGBT 等: 同性愛、両性愛、性別違和など性的少数者を表す総称。Lesbian(レズビアン、同性を好きになる女性)、Gay(ゲイ、同性を好きになる男性)、Bisexual(バイセクシュアル、異性も同性も好きになる人)、Transgender(トランスジェンダー、出生時にきめられた性別と違う性別を生きる人、生きたい人)、これらの頭文字を取って LGBT と称される。多様な性のあり方を示すため、Questioning(クエスチョニング、自分の性のあり方がわからない、決められない、決めない人)、+(プラス、それ以外の様々な性を表す)を加えた LGBTQ+という総称の使用が広がっているが、本取組実績では令和4年6月に策定した本計画の表記「LGBT 等」としている。

Ⅱ 令和6年度の取組実績

基本方向Ⅰ 人権教育の推進

1. 取組の方向性等

令和3年度(2021年度)に実施した「人権問題に関する市民意識調査」において、自分以外に対する人権侵害を見聞きしたとき、「何もしなかった」人は36.1%、「同調した」人は5.5%と、人権侵害に対し、行動を起こすことができなかった人の割合が41.6%を占めた。

また、同調査で、学校教育の人権学習が人権意識の向上に大きく貢献していることも確認できたことから、自他を大切にすることを養い、いじめをはじめとする様々な人権侵害を予防し、人権侵害に対し適切な行動ができるよう、学校園、地域、家庭の実情に応じた人権教育を推進する。

2. 令和6年度の取組

すべての幼児・児童・生徒が、主体的に人権及び様々な人権問題の理解と認識を深めることができるよう、市内小中学校園等において人権教育を推進するための取組を実施し、人権尊重の精神を基盤とした学校園の組織づくりを推進するため、教職員等に対して幅広いテーマについての研修を実施した。

また、行政や学校園における取組だけではなく、市・市民・事業者が一体となって人権意識を向上するよう、様々な人権問題を学習する機会を提供するとともに、支援者の育成や情報提供等にも取り組んだ。

3. 主な取組

(1) 学校園などにおける人権教育の充実

DV^{*3}予防教育プログラム <1 女性>

学校生活の様々な場面において、自分も他者も尊重しながら問題を解決する姿勢を育むため、性別を理由とする差別や不平等、被害者となることが多い女性や女兒に対する暴力等に終止符を打つ取組の一環として、男女の対等性や暴力を伴わない人間関係などを学ぶDV予防教育を市立9小学校、8中学校で実施した。

*** 参加者(中学生)の声 ***

- ・自分のことを尊重したり、相手のことも受け入れて尊重することが大切だと感じた。
- ・今までDVは体への暴力だと思っていたが、心への暴力もDVになることを初めて知った。
- ・恋人の関係で対等と支配の違いを勉強し、自分に恋人ができたなら対等の関係にしたいと思えるようになった。

いじめの未然防止ワークショップ <2 子ども>

グループごとに協力してひとつの絵を完成させるワークを留守家庭児童会室にて実施した。同じお題をもとに描いていても、グループごとに全く違う絵が完成することから、感じ方は人それぞれであることや、他者を否定しないコミュニケーションを体験することで、いじめの未然防止について考える機会とした。

^{*3} DV:ドメスティックバイオレンス。配偶者や親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力のこと。暴力の被害者には女性が多い傾向がありますが、女性から男性への暴力、同性関係での暴力もあります。

いじめの未然防止に係る幼児対象人形劇 <2 子ども>

就学前児童施設に人形劇団を派遣し、いじめ防止に関する教育の推進を目的として、友情や友達・仲間をテーマにした人形劇を18施設で20講演実施した。

(2) 地域における人権教育の充実

青少年育成指導員向け講座 <2 子ども、16 ひきこもりの状態にある人>

薬物乱用についての基礎知識や枚方市における現状や取り組み等をテーマとした研修や、ひきこもりに関する基礎知識及び、枚方市ひきこもり等子ども・若者相談支援センターにおける取り組み等をテーマとした研修を、青少年育成指導員を対象に実施した。

認知症サポーター養成講座 <3 高齢者>

認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深めるため、講座を5回開催した。また、地域包括支援センターと協力し、地域のコミュニティや企業等に対しても講座を開催した。
(養成人数 1,310人)

ひらかた生き生きマイレージ <3 高齢者>

高齢者の社会参加を促進し、健康寿命を延ばすことを目的に、自らの知識・経験をいかして介護保険施設等にて身体介護を伴わないサポーター活動を行い、傾聴や見守り、施設の手伝い、レクリエーション等に延べ1,296人が参加した。また、新任サポーターの研修を3回実施した。

国際理解講座 <7 外国人>

市内在住外国人の現状について知ってもらうため、在住外国人数が増加しているベトナムをテーマに、ベトナムの地理や歴史、生活文化等の概要及びベトナムと日本の違いについての講座を実施し、64名参加した。

(3) 家庭における人権教育の充実

男女共同参画啓発講座 <1 女性>

性別にかかわらず誰もが個人として尊重される男女共同参画社会の実現に向けた啓発事業として、母娘関係を学ぶ講座や、女性のためのセルフカウンセリング講座、ペーパークラフト講座や未来を切り開く女性の活躍を描いた映画「ミッション・マンガル」上映会等を実施し、延べ480人が参加した。

(4) 企業等における人権教育の充実

教職員研修 <2 子ども、7 外国人、12 性的マイノリティ(LGBT等)、

15 インターネットによる人権侵害、17 様々な人権問題>

教職員研修計画に基づき、様々な人権問題についての理解促進に向けて研修を9回実施した。また、市立小中学校園教職員(人権教育担当者)を対象に、人権尊重の精神を基盤とした学校園の組織づくりの推進に資することを目的として、インターネットによる人権侵害について考えるとともに、実態に即した理解を深める研修や、性教育に対する認識を深める研修、また現代社会が抱える課題の背景や社会課題について理解を深め、多文化共生について考えるとともに、組織的に課題を解決していくことをねらいとした研修を実施した。

職員研修 <6 部落差別(同和問題)、

14 セクシュアルハラスメント、パワーハラスメントなどのハラスメント、17 様々な人権問題>

全次長・課長を対象に「部落差別について」に関する研修、新任課長代理・新任主査・新任主任を対象に「同和問題を始め、さまざまな人権問題とその関わりについて」の研修など、職員の人権意識の向上を図るため、様々な研修を実施した。また、ハラスメントをしない、受けない職場づくりのため、職員の意識啓発及びハラスメントの未然防止を図ることを目的に、正職員及び任期付職員・会計年度任用職員等を対象としたハラスメント防止研修を実施した

枚方市内健康優良企業への HIV・エイズに関する啓発 <8 HIV 感染者、ハンセン病回復者及び

その家族>

ひらかた健康優良企業として登録されている、従業員の健康づくりに取り組む企業 130 社へ、世界エイズデーにあわせて HIV・性感染症に関する情報提供を行った。

枚方事業所人権推進連絡会会員研修 <14 セクシュアルハラスメント、パワーハラスメントなどの

ハラスメント>

枚方事業所人権推進連絡会の会員研修として、セクハラやパワハラ、カスハラなどの様々なハラスメントについて、法的観点を踏まえ、人権侵害事象を起こさない、起こらない職場環境の整備が人材確保にもつながるなど、「ハラスメントの未然防止について」をテーマにした研修を実施した。

*** 参加者の声 ***

- ・パワハラ等いろいろと問題のあるハラスメントについて考えさせられた。会社の業務をスムーズに進めるために役立てたい。
- ・労働施策総合推進法などの法改正があるなかで、労務問題を未然に防ぐという視点で大変良かった。
- ・アサーティブという初めて聞く言葉の意味を知ることができて新鮮だった。(アサーティブ:相手を尊重しながらも自分の意見を適切に伝えるコミュニケーションスタイル)

(5) 参加・体験型学習の充実

子どもを守る条例啓発事業 <2 子ども>

子どもを守る条例の周知・啓発及び子どもの意見表明を目的に、「ハロウィンかぼちゃに託すメッセージ&クイズに答えて景品をゲット!」と題して枚方まつりにブースを出店した。また、保護者等の大人には条例の認知度を測るアンケートを実施し、幅広い世代の市民(大人 195 名、子ども 332 名)に対し条例の周知・啓発を行った。

夏休みこども教室 <4 障害のある人>

市内小学生を対象に、多様性について理解を深める目的で、パラリンピック種目である「ボッチャ」を体験する教室を開催し、6名参加した。

4. 今後の取組について

令和 6 年度枚方市市民意識調査^{*4}の結果では、昨年度と同様「一人ひとりが人権を尊重し合っていると感じていますか」という問いについて、「どちらともいえない」が最も高く、世代別で見ても、「どちらともいえない」の割合が最も高くなっている。人権問題が多様化・複雑化している中、若年時からの人権学習が重要であり、引き続き、学校園などにおける人権教育の充実を図っていく。

また、より一層の人権意識の向上が求められる中、一人ひとりが主体的に人権及び人権問題の理解と認識を深めることができるよう、引き続き学習機会や情報提供の充実を図り、学校園、地域、企業等の実情に応じた人権教育を継続していく。さらに、様々な人権問題に関する相談窓口や啓発事業の周知に努め、複雑化している人権問題に対応できるよう、支援者の育成やスキルアップに取り組み、関係機関との連携を図っていく。

^{*4} 枚方市市民意識調査:最近の市民ニーズを迅速に把握するという観点から、4年に一度実施している郵送による市民意識調査を補完する簡便な形で実施したもの。調査対象は市内在住・在職・在学の方、調査期間は令和 6 年 5 月 13 日～5 月 31 日、調査方法はインターネットアンケート(LoGo フォーム)。有効回答数 2,980 件。

いじめ未然防止ワークショップ<2 子ども>

いじめを市全体の問題としてとらえ、いじめ防止対策に取り組むため、市長部局においても、いじめ相談窓口を人権政策課に設置し、相談の受け付けや児童生徒等への啓発を実施しています。

いじめ防止対策のひとつとして、子どもたちが主体となり、身近な観点でいじめ未然防止について考える機会を持てるよう、留守家庭児童会室において「いじめ未然防止ワークショップ ながれ星の絵をかこう」を試行実施しました。グループごとに協力してひとつの絵を完成させるワークで、同じお題をもとに描いても、グループごとに全く違う絵が完成することから、価値観や感じ方、考え方は一人ひとり異なることに気づき、違いを認め合い、他者を否定しないコミュニケーションを体験することで、いじめ未然防止について考えました。



基本方向2 人権啓発の推進

1. 取組の方向性等

令和3年度(2021年度)に実施した「人権問題に関する市民意識調査」では、「人権問題とは、差別を受ける人の側の問題であって、自分には関係がない」と思う人は、「そう思う」人と「どちらかと言えばそう思う」人の割合を合わせて6.8%であったが、「差別に対して抗議や反対をすることによって、かえって問題が解決しにくくなる」、「差別をされている人は、まず、自分たちが世の中に受け入れられるよう努力することが必要である」と思う人の割合は3割を超えている。差別をされる側に努力を求めるのではなく、「差別をしない」「差別をさせない」「差別を許さない」という人権意識の高揚が求められている。

2. 令和6年度の取組

昨年度に引き続き、多様性やあまり知られていない人権問題等についての人権啓発に取り組んだ。

また、多くの方へ啓発し周知してもらえよう、講座や講演会のほか、啓発物品の配布やデジタルサイネージへの掲載、イベント会場にて実物を見て知ってもらう機会を作る等の取り組みを行うとともに、若年層をはじめ、より多くの幅広い世代の方へ発信できるよう、ホームページやSNSを積極的に活用した。

3. 主な取組

(1) 効果的な人権啓発事業の実施

大阪ふれあいキャンペーン <4 障害のある人>

障害者週間にあわせて、市民に啓発物品を配布した。(クリアファイル270枚、折り紙1,000枚)

多言語で楽しむおはなし会 <7 外国人>

多文化についての理解促進のため、英語とオランダ語による絵本の読み聞かせと、アメリカとオランダを紹介するお話し会を開催し、34名参加した。

人権週間事業 <15 インターネットによる人権侵害>

広く市民の人権意識の高揚を呼びかける人権週間事業の一環として、NPO 法人リメンバーハナ代表理事の木村 響子さんによる講演会「『ヤサシイハナ ヲ サカセマシヨウ』～ネットの誹謗中傷をなくしたい～」を開催し、76名参加した。

*** 参加者の声 ***

- ・SNSのことについて知る事ができ良かった。
- ・日頃人権について正面切って考えることが少なかったが、自分の心の中にある人権意識を考えた。
- ・批判と誹謗中傷の違いなど、考えたことがないことを考えるきっかけとなった。

(2) 様々な媒体による学習機会の拡充と人権啓発の推進

広報ひらかたに啓発コラムや記事の掲載 <1 女性、2 子ども、4 障害のある人、

6 部落問題(同和問題)、7 外国人、10 犯罪被害者やその家族等、13 職業や雇用をめぐる人権、

15 インターネットによる人権侵害、17 様々な人権問題>

人権問題が身近にあることを周知するため、広報ひらかたに「ひこぼしくんの人権コラム」を3回掲載するとともに、また、各人権問題の啓発月間等に啓発記事を掲載した。

ひらかた万博 PR イベントにおけるバリアフリートイレの導入 <4 障害のある人>

市主催イベントにおいて、車いす対応仮設トイレを2基設置するとともに、トヨタ自動車との連携で移動型バリアフリートイレ「モバイルトイレ」を設置することで、イベント来場者約 6,000 人へバリアフリー化の啓発を行った。

ハンセン病問題解決に係る啓発 <8 HIV 感染者、ハンセン病回復者及びその家族>

市ホームページによる周知・啓発の実施や、関係課の窓口へのリーフレットの配架の他、枚方市健康・医療・福祉フェスティバルにおいても、ブース来場者 388 名に対して周知・啓発を行った。

4. 今後の取組について

人権問題が多様化・複雑化し、内容が広く知られていない人権問題については、人権上の深刻な問題が生じていると認識されにくく、置き去りにされがちであるため、広報誌での啓発記事の掲載など、継続的な啓発・周知を行っていく。

また、多くの方に関心を持ってもらえるような事業内容を検討し、事業の周知にあたっては、広報誌やホームページ、SNS を活用することで、若年層をはじめ、より多くの幅広い世代の方に参加いただけるよう取り組む。

HIV 検査普及週間・世界エイズデーに合わせた京阪枚方市駅でのデジタルサイネージ <8 HIV 感染者、ハンセン病回復者及びその家族>

<HIV検査普及週間>

厚生労働省は、毎年6月1日～7日までの1週間を「HIV検査普及週間」と定めました。利便性の高い場所や時間帯に配慮した検査を実施するなど、広く検査・相談体制に係る情報提供等の普及啓発を行い、HIV検査の普及と浸透を図ることを目的としています。

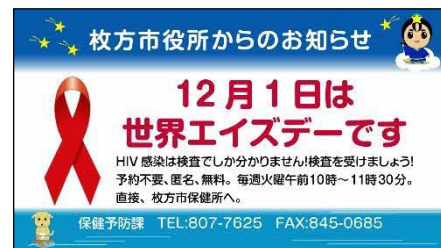
枚方市では、HIV検査普及週間に合わせ、5月27日～6月2日の間、枚方市駅中央改札口にてポスターによる啓発を実施しました。



<世界エイズデー>

WHO（世界保健機関）が1988年に12月1日を「世界エイズデー」に制定しました。ひとりでも多くの方がHIV/エイズのことを自分の事として捉え、検査や治療、支援など、最新の知識が普及することにより、受検促進や差別・偏見の解消につながることを願い、毎年12月1日を中心に、世界各国でエイズに関する啓発活動が行われています。

枚方市では、世界エイズデーに合わせ、11月25日～12月8日の間、市役所庁舎内外のデジタルサイネージにて啓発を行うとともに、広報ひらかたやSNS、ホームページにて広く市民に発信しました。



基本方向3 人権相談・支援体制の充実

1. 取組の方向性等

令和3年度(2021年度)に実施した「人権問題に関する市民意識調査」の結果から、「差別を受けてきた人に対しては、行政の支援が必要である」と考える人や、「人権侵害を受けた当事者が救済されるよう人権課題に対応する専門の相談機関・相談窓口の充実を図る」ことを望む割合が高いことがわかった。

この結果を踏まえ、多様化・複雑化する人権問題に対し、重層的支援体制^{*5}を構築するとともに、関係機関・団体との情報交換や共有を行い、市民に寄り添った総合的な相談支援体制を充実させていく。

2. 令和6年度の取組

相談・支援体制として、広報誌などの配布物の多言語対応や点字・録音版の発行を引き続き実施し、あらゆる方の人権に配慮した取組を進めた。

また、小中学校の児童・生徒に対しては、タブレットによる SNS 相談や市長部局にも設置したいじめ相談窓口などにより、関係機関と情報共有しながら相談対応し、相談者が支援につながりやすいよう、相談先や相談方法の周知に努めた。

3. 主な取組

(1) 人権相談

妊婦オンライン相談 <1 女性、2 子ども、5 こころの病(うつ病など)>

妊婦またはその家族を対象に、妊娠経過や産後に関する不安や悩み等の相談をオンラインにて実施した。(オンライン面談実施件数 90 件)

子ども相談チャットアプリ「ぽーち」を活用した子どもの SNS 相談 <2 子ども>

市立小中学校の児童・生徒を対象に、一人一台配布されているタブレット端末で、子どもたちがその日の気持ちを選択して登録することにより、教職員が可視化された児童・生徒の心情の変化を把握し、各々に応じた支援を行うとともに、子ども相談チャットアプリ「ぽーち」の運用により、市立小中学校の児童・生徒ならびに、枚方市内に在住、在学、在勤している18歳以下の子どもを対象に、専門の相談員による相談対応を行った。(相談件数 9,161 件)

保育所・通所施設巡回相談 <2 子ども、4 障害のある人>

障害や発達上支援の必要がある児やその保護者を対象に、心理職による保育所、幼稚園等への巡回相談・保育相談等を行い、保育所、幼稚園等への巡回相談・保育相談を延べ 1,408 件、市立ひらかた子ども発達支援センターでの発達相談を 192 件実施した。

人権なんでも相談 <17 様々な人権問題>

人権相談事業を枚方人権まちづくり協会に委託し、市民からの人権に関する相談に応じた。人権侵害を受け、またはその恐れがある場合、相談内容に応じて、助言及び情報提供を行うとともに、自ら問題解決できるよう支援を行った。(相談件数 386 件)

^{*5} 重層的支援体制:市町村における地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、相談や支援などを包括的に行う体制のこと。

(2) 支援体制

子どもの見守り体制の確立（児童虐待、子どもの貧困、ヤングケアラー）＜2 子ども＞

児童虐待の防止にあたり、児童・生徒が相談しやすい体制を構築するとともに、児童・生徒や保護者の状況把握と未然防止、早期発見、早期対応に取り組んだ。また、その際には、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等の専門家や関係機関との連携を図った。

（スクールソーシャルワーカー活動回数 2,096 回、スクールカウンセラー活動回数 1,155 回）

枚方市駅前行政サービスの再編 ＜2 子ども、4 障害のある人、7 外国人、

12 性的マイノリティ(LGBT 等)＞

市駅周辺の行政サービスの再編において、多言語対応の案内サインや、誰もが利用できることもトイレを設置するなど、多種多様な方に配慮した施設を整備した。また、複合施設の駐車場に、市独自で行政サービスフロア用の「妊婦やベビーカー利用の方のための駐車区画（2区画）」を設置した。

在日外国人教育の推進と日本語指導の充実 ＜7 外国人＞

日本語指導が必要な児童・生徒を対象に、日本語指導加配教員による巡回指導（枚方市帰国児童等に対する教育指導員派遣事業含む）を行った。（指導児童・生徒数 82 名）

住居がないもしくは住居を失うおそれのある生活困窮者に対する一時生活支援事業

＜11 ホームレス＞

住居がない、もしくは住居を失うおそれのある生活困窮者に対し、宿泊場所の供与、食事の提供等を行い、その後の自立に向けた支援を実施した。（支援者数 32 名）

がん治療での見た目の悩みを支援（ウィッグ や人工乳房などの購入費用を一部補助）

＜17 様々な人権問題＞

がん患者の心理的な負担を軽減し、社会参加の促進及び生活の質の向上を図ることを目的に、がん治療による抗がん剤治療等により補整具の購入が必要となった人が補整具を購入した後、補助金の申請があった際に、購入費用の補助金（上限額あり）を交付した。（交付者数 193 名）

4. 今後の取組

人権問題が多種化・複雑化していることから、必要な人が相談できるよう、相談窓口の周知をより一層強化するとともに、支援が必要な人のサインを見逃さず、適切な相談窓口を案内できるよう職員全員の意識を高めるとともに、庁内の関係部署や関係機関との連携を強化していく。

また、近年、長期在住する外国人市民等が増加していることも踏まえ、外国人相談窓口の開設と充実に向けて取り組んでいく。

要配慮者が安心して避難生活ができる避難所運営

<1 女性、2 子ども、3 高齢者、4 障害のある人、9 新たなウイルス等感染症感染者や回復者並びに医療従事者等やその家族>

地震や風水害が発生したり発生する恐れがある場合、枚方市では地震や洪水、土砂災害等の種類ごとに、第一次避難所を開設します。避難所生活において、一人ひとりの人間の尊厳・安全を守り、高齢者や要配慮者が安心して避難生活ができるように、また、体調不良者、健康な方の別にかかわらず、避難者同士の密接を軽減するために、簡易ベッド、間仕切りパーテーションを52か所全ての第一次避難所に配備し、訓練などで活用しています。

また、『枚方市避難所運営マニュアル』において、避難スペース以外の設けるべき共有スペースに育児室や授乳場所を記載し、男女共同参画の視点からも、性別や年齢等により役割を固定化することなく、共同して作業を行う避難所運営ができるように『男女双方の視点からの防災対策』というリーフレットを作成しています。



LGBTQ+チャット相談<12 性的マイノリティ(LGBT 等)>

性的マイノリティの方は、周囲の差別や偏見を恐れてカミングアウトしづらい現状があり、自分の性や将来について相談できる人がいないなど、当事者を取り巻く課題は多く孤立してしまいがちです。そのため、性的マイノリティの方からの相談に対応するため、枚方市では平成31年(2019年)から電話相談を実施しています。

しかし、電話で相談する場合、相談内容がセンシティブなため、相談者にとって安全に会話できる場所の確保が必要となります。また、若年層の相談者にとってはスマートフォンのアプリケーションを利用したコミュニケーション手段が一般化しており、電話で相談する場合には別途費用もかかるなど、電話相談は利用しづらい傾向が見られます。

そこで、電話では相談しにくいLGBTQ当事者や家族等支援者を対象に、チャットによる相談を令和6年(2025年)11月から始めました。



基本方向4 関係団体、市民団体等との協働

1. 取組の方向性等

令和3年度(2021年度)に実施した「人権問題に関する市民意識調査」から、「差別は人間として恥ずべき行為であり、私たち一人ひとりが差別しない人にならなければならない」という考え方について、「そう思う」人と「どちらかと言えばそう思う」人の割合の合計は94.3%で、「差別をなくすためには、行政だけでなく市民団体の取組も必要である」と考える人の割合も高いことがわかった。

この結果を踏まえ、市の主体性のもと、市民、事業者、特定非営利活動法人、関係機関、市民団体などの多様な主体が、それぞれの役割と責任を自覚しつつ人権施策を推進していく。

2. 令和6年度の取組

様々な団体や関係機関と連携体制をとって事業を実施することにより、多様な人権問題に対応できるよう取り組んだ。

3. 主な取組

ファミリーサポートセンター事業 <2 子ども>

子どもの送迎や預かりなど、子育ての援助を受けたい人(依頼会員)と援助を行いたい人(提供会員)がファミリーサポートセンターの会員となり、地域で有償の相互援助活動を行った。また、依頼会員となるにはファミリーサポートセンターでの対面での会員登録が必要だが、市内のどの地域に住む家庭でも登録しやすいよう、生涯学習市民センターなど市内各地で出張登録会を開催した。

【枚方市ファミリーサポートセンター】

(依頼会員 3,249 名、提供会員 386 名、両方会員 84 名、相互活動件数 6,736 件)

市民後見人養成講座 <3 高齢者、4 障害のある人>

専門職や社会福祉協議会以外の権利擁護支援の新たな担い手として市民後見人の養成を行い、令和6年度は6名が新たにバンク登録をされた。また、モチベーション維持のために、フォローアップ研修を2回行った。

【社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会、ひらかた権利擁護成年後見センター】

人権週間街頭啓発 <17 様々な人権問題>

12月の人権週間(12月4日~10日)に合わせて、枚方市駅、樟葉駅、長尾駅で街頭啓発を実施し、啓発グッズやリーフレット(800セット)の配布等を行った。

【特定非営利活動法人 枚方人権まちづくり協会、枚方地区人権擁護委員会、枚方事業所人権推進連絡会】

4. 今後の取組

多様な主体の相互協力のもと、地域に存在する人権課題の発見に努めるとともに、今後も各分野における関係機関等との連携強化を図り、多様な人権問題に対応できるよう努めていくことで、あらゆる人権侵害を許さないという意識醸成につなげていく。

人権の花運動 <2 子ども>

<人権の花運動>

市や法務局、人権擁護委員協議会などが連携、協力する人権啓発活動大阪地域ネットワーク協議会において、地域人権啓発活動活性化事業として実施されているもので、子どもたちに、花を育てることを通じて命の尊さを実感してもらい、その中で、優しさや思いやりの心を身につけてもらうことを目的としています。

枚方市では、小学校1年生を対象に、毎年3校にて実施しており、令和6年度は、五常小学校、春日小学校、西牧野小学校に枚方地区人権擁護委員が訪問し、児童と一緒にチューリップ（花言葉：思いやり）の球根の植え付けをしました。

チューリップが開花する3月には、再度人権擁護委員が各小学校を訪問し、人権のお話しや感謝状の贈呈式をしました。



※人権擁護委員について

人権擁護委員法に基づいて、法務大臣から委嘱されている民間のボランティアの方々で、全国に約1万4千人、枚方市には16人の人権擁護委員がいます（令和7年（2025年）8月時点）。

人権擁護委員は、法務局と連携して、地域の皆さんや子どもたちから人権相談を受け、人権侵害の被害者を救済したり、人権について関心を持ってもらえるよう、啓発活動を行っています。

枚方市役所の相談窓口でも、市民の相談を受けたり、学校園で人権教室を開催しています。

枚方市人権尊重のまちづくり基本計画 令和6年度（2024年度）取組実績

発行 令和7年（2025年）10月

事務局 枚方市市長公室人権政策課

住所：〒573-8666 枚方市大垣内町2丁目1番20号

電話：072-841-1259／ファクス：072-841-1700